

官 報 (号 外)

平成五年十一月十二日 参議院会議録第六号 議長の報告事項

本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐操君

矢野	哲朗君	赴君	松谷蒼一郎君	南野知恵子君
崎崎	泰昌君			清水達雄君
佐藤	泰三君		佐藤	片山虎之助君
河本	三郎君		合馬	木暮山人君
鹿熊	安正君		尾辻	秀久君
鎌田	要人君		石川	弘君
清水	嘉与子君		野沢	太三君
石渡	清元君		大浜	方栄君
陣内	幸雄君		竹山	裕君
宮崎	秀樹君		沓掛	哲男君
岡野	裕君		西田	吉宏君
柳川	覺治君		石井	一二君
田辺	哲夫君		宮澤	弘君
林	寛子君		大木	浩君
村上	正邦君		野末	陳平君
吉川	芳男君		遠藤	一穂君
田沢	智治君		沢田	要君
井上	吉夫君		吉村	剛太郎君
林田	悠紀夫君		岡	大河原太一郎君
伊江	朝雄君		笠原	吉村
山本	富雄君		洞一君	剛太郎君
太田	豊秋君		利定君	須藤良太郎君
成瀬	加藤		閔根	則之君
星野	上野		野村	五男君
前島	守重君		大島	慶久君
英三郎君	紀文君		真島	一男君
坪井	公成君		下種葉耕吉君	
星野	朋市君			
中曾根弘文君	守重君			

志村 小野 松浦 上杉 倉田 永田 石井 高木 板垣 平井 坂野 北前田 紀平 岩崎 栗原 椎名 薬科 三重野 栄子君
哲良 清子君 孝道子君 宽之君 光弘君 寛之君 道子君 良雄君 正明君 卓志君 重信君 修二君 悌子君 昭彦君 素夫君 君子君
喜岡 風間 今井 青木 及川 大森 梶原 小川 浅上 角田 一井 菅野 竹村 庄司 樺井 岩本 山田 岩本 樺井 満治君 健一君 健一君 健一君
義仁 泰子君 年子君 中妻 晓子君 久光君 淳治君 久光君 淳治君 久光君 淳治君 久光君 淳治君 久光君 淳治君
敬義 薪次君 一夫君 澄君 澄君

木官 斎藤 吉川 守住 和彦
 文夫君 博君 有信君 满君
 鈴木 齋藤 久世 佐々木 三郎君
 省吾君 公英君 功利君
 下条進一郎君 井上 井上 伸
 中尾 安恒 大脇 上山 谷烟 種田
 新間 正次君 裕君 孝君 則幸君
 谷本 菅野 千葉 谷本 谷本 谷本
 西岡瑞穂 喬君 利和君 良一君
 峰崎 矢田部 田中君 菊子君 雅子君
 荒木 川橋 久八重子君 幸子君 孝子君
 西野 昭次君 鈴木 錦木 稲文君
 清寛君 理君 幸子君 和美君

北村	吉田	武田	吉田	正統	正統
足立	小林	森	猪熊	宗一郎	宗一郎
松尾	田村	中西	山口	猪熊	猪熊
笛野	吉川	瀬谷	片上	三石	三石
橋本	長谷川	和田	牛嶋	久江	久江
	北澤	大島	鈴木	木庭健太郎	木庭健太郎
		高崎	黑柳	達房	達房
		萩野	及川	哲夫	哲夫
		西山登紀子君	西山登紀子君	公人君	公人君
		正行君	順郎	正君	正君
		裕子君	珠子君	明君	明君
		孟紀君	英行君	榮治君	榮治君
		俊美君	秀昭君	美君	美君
		哲夫君	清君	君	君
		良平君	春子君	君	君
		教君	正君	君	君
		貞子君			

議長の報告事項	
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
正一君	猪木 寛至君
中村 錠一君	市川 太三郎君
井上 立木	吉岡 吉典君
計君 勇君	古川 太三郎君
洋君	磯村 修君
之久君	吉田 之久君
藤濤 弘君	吉岡 吉典君
上田耕一郎君	吉岡 吉典君
熊谷 弘君	吉岡 吉典君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
通商産業大臣	吉岡 吉典君
國務大臣	吉岡 吉典君
(環境庁長官)	吉岡 吉典君
國務大臣	吉岡 吉典君

議長の報告事項	
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
正一君	猪木 寛至君
中村 錠一君	市川 太三郎君
井上 立木	吉岡 吉典君
計君 勇君	古川 太三郎君
洋君	磯村 修君
之久君	吉田 之久君
藤濤 弘君	吉岡 吉典君
上田耕一郎君	吉岡 吉典君
熊谷 弘君	吉岡 吉典君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
通商産業大臣	吉岡 吉典君
國務大臣	吉岡 吉典君
(環境庁長官)	吉岡 吉典君
國務大臣	吉岡 吉典君

官報(号外)

ビス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、商工組合、協同組合連合会

2 その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

この法律において「特定中小企業者」とは、海外における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化及び技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの(以下「特定業種」といいう。)に属する事業を営む中小企業者うち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受け取引額が相当程度減少していることその他政令で定める要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

(新分野進出等計画の承認)

第二条 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大(特定業種その他の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中

イ 新商品又は新技术の研究開発、需要の開拓その他の事業

ロ 新分野進出等を行うその構成員たる特定中小企業者であつて政令で定める要件に該当するもの(これらは特定中小企業者が合併して設立する会社(合併後存続する会社を含む。)に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金(以下「近代化資金貸付金」という。)であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等(その新分野進出等を行う特定中小企業者が第三条第二項第六号ロの政令で定める要件に該当するものであるときは、その特定中小企

業者(これらの特定中小企業者が合併して設立する会社(合併後存続する会社を含む。)を含む。)を含む。)に対する試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、そ

の賦課の基準

七 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その新分野進出等計画に係る新分野進出等が当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に发挥させるものであり、かつ、国民经济の健全な発展の阻害するものでないこと。

二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。(下に記載する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

三 前項に規定する新分野進出等に係る計画(以下「新分野進出等計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野進出等の目標

二 新分野進出等の内容

三 新分野進出等の実施時期

四 新分野進出等を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

五 新分野進出等に伴う労務に関する事項

六 組合等がその構成員の新分野進出等の円滑化を図るために次の事業を行おうとする場合にあつては、その事業に関する事項

2 その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)が行うものを、同項第四号から第六号までに掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合、事業協同組合又は商工組合が行うものを含む。以下「新分野進出等」といいう。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする新分野進出等(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる特定中小企業者が行う新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 前項に規定する新分野進出等に係る計画(以下「新分野進出等計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 一 新分野進出等計画の変更等

二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

三 前項第七号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

四 第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者又は組合等は、当該承認に係る新分野進出等計画を変更しようとするときは、その承認を受けた都道府県知事の承認を受けなければならない。

五 第六条 中小企業信用保険法の特例

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」といいう。)の保険関係であつて、新分野進出等関連保

平成五年十一月十二日 参議院会議録第六号

証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等（特例中小企業者が行うものを除く。）又は第三条第二項第六号に規定する事業に

必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受
けた中小企業者に係るものについての次の表の
上欄に掲げる同法の規定の適用については、こ
れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表
の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第三条第一項	
第三条第二項		第三条第一項	
第三条の二第三項 第三条の三	第三条の二第一項 第三条の三	保険種類の合計額が 該保証額の合計額	保険種類の合計額が 該保証額の合計額
当該債務者	当該保証をした	新分野進出等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞ れ当該保証をした	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化 への適応の円滑化に関する臨時措置法第六条第一項に規定 する新分野進出等関連保証(以下「新分野進出等関連保 証」という。)に係る保険関係の保険種類の合計額とその 他の保険関係の保険種類の合計額とがそれぞれ

者に係るものについての同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（特定中小企業者的新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画）」に従って行わ

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業信用保険法第三条第
一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた特例中小企業者
に係るものについての同法第三条第一項、第二項及び第三項並びに第三条の三第一項
項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「一億円」とあるのは「四億円」と、
第三条第一項中「一億円」とあるのは「四億円」と、「四億円」とあるのは「八億円」と、同法第三条の
二第一項及び第三項中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、同法第三条の三第一項及び第二
項中「五百万元」とあるのは「千万円」とする。

○ 中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資
関係」という。）の保険関係であつて、海外事業開
発保証（同項に規定する債務の保証であつて、
承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の
地域における事業の開始若しくは拡大又は第三
条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に
係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業

者に係るものについての同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始又は拡大に必要な資金（以下「海外事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「八億円（海外事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と）」と、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（海外事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と）」とする。

号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、三億円」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円（新分野事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、一億五千万元）」とする。

普通保険の保険関係であつて、新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの（特例中小企業者に係るものにあっては、平成五年十月二十二日以後に成立したものうち、その保険金額の合計額が二億円（その特例中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円。次項において同じ。）を超えない部分に限る。）についての規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の百

7 中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を平成五年十月二十二日以後に受けた第三条第二項第六号ロの政令で定める要件に該当する特定中小企業者が行う新分野進出等に関する計画が同条第一項の承認を受けたときは、中小企業信用保険公庫は、第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定にかかるわらず、その承認以後において、当該債務の保証について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係を成立させる旨の契約を締結することができるものとする。

(特定業種に属する事業の開始)

第七条 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者(第二条第一項第六号に掲げる者)にあっては、その構成員の相当程度が特定業種に

いう)の保険関係であつて、新分野事業連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出に必要な資金(以下「新分野事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」と、「三億円」とあるのは六億円(新分野事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第一項第六号

6 の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあっては、百分の八十）]とあるのは、「百分の八十」とする。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの（特例中小企業者に係るものにあっては、平成五年十月二十二日以後に成立したものうち、普通保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額が二億円を超えない部分、無担保保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額が二千万円を超えない部分、特別小口保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額が五百萬円を超えない部分に限る。）海外投資関係保険の保険関係であつて海外事業関連保証に係るもの並びに新事業開拓保険の保険関係であつて新分野事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小

六

属する事業を営んでいないものに限る。以下同じ。又は事業を営んでいない個人はその行おうとする特定業種に属する事業の開始(以下「事業開始」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定業種に属する事業を営んでない中小企業者が行おうとする事業開始(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる中小企業者が行う事業開始と一体として自ら行おうとする特定業種に属する事業の開始又は拡大を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第一項(第六号ロに係る部分を除く。)及び第三項並びに第四条の規定は、前項に規定する事業開始に関する計画(以下「事業開始計画」という。)について準用する。この場合において、第三条第三項第一号中「当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に发挥させるものであり、特定中小企业者の近年における経済の多様かつ構造的な変化への適応に資するものであり」と読み替えるものとする。

第八条 第五条第一項の規定は、前条第一項の承認に係る事業開始計画(同条第二項において準用する第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業開始計画」という。)に従って行われる事業開始に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

2 第六条第一項及び第四項から第六項までの規定は、普通保険、無担保保険、特別小口保険又は新事業開拓保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、承認事業開始計画に従つて行われる事業開始(前条第二項において

準用する第三条第二項第六号イに規定する事業の実施を含む。)に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

(資金の確保)
第九条 国及び都道府県は、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業又は承認事業開始計画に従つて行われる事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(課税の特例)

第十条 承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等を行おうとする特定中小企業者であつて、その営んでいた事業の縮小が確実であると都道府県知事が認めたもの(以下「特別中小企業者」という。)が、当該承認新分野進出等計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めることにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員たる新たな産業分野の開拓、人材の養成その他の関連施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国際経済環境等の考慮)
第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たつては、国際経済環境等

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

(指導及び助言)

第十五条 都道府県知事は、第七条第一項若しくは第七条第二項の承認を受けた者、承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業を行う者又は承認事業開始計画に従つて事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十六条 国及び都道府県は、新分野進出等又は事業開始の円滑な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

2 国は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防をするよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務の委任)
(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)
(この法律の失効)
(この法律の施行)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。
2 前項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して七年を経過した時までに第六条第一項及び第四項から第六項までの規定の適用を並びに第八条第二項において準用する第六条第一項及び第四項から第六項までの規定の適用を受けて成立している保険関係については、その時以後も、なお前項の例によるものとし、その

を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境に適合した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改め
七の五 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第号)

の施行に関すること。

審査報告書

環境基本法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月十日

環境特別委員長 竹村 泰子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

環境基本法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月十日

環境特別委員長 竹村 泰子
参議院議長 原 文兵衛殿

附則

(目的)

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

第一条

(目的)

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されように行われなければならない。(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第四条

(環境の保全)

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようにによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目指し、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

第五条

(環境環境保全)

環境環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたりて確保する上での課題であること及び我が国が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、環境環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

第六条

(国際的協調)

国際的協調による環境環境保全の積極的推進により環境が将来にわたって維持されように行われなければならない。

第七条

(環境の保全)

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることからがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み

第一章

(総則)

第一条

(目的)

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める

第二章

(環境の保全)

環境の保全に関する基本的施策

第三章

(環境基本計画)

環境基本計画(第十五条)

第四章

(特定地域における公害の防止)

特定地域における公害の防止(第十一条)

第五章

(国が講ずる環境の保全のための施策)

国が講ずる環境の保全のための施策(第十七条)

第六章

(地球環境保全等に関する国際協力等)

地球環境保全等に関する国際協力等(第三十一条)

第七章

(地方公共団体の施策)

地方公共団体の施策(第三十六条)

第八章

(費用負担及び財政措置等)

費用負担及び財政措置等(第三十七条)

第九章

(規則)

規則(第四十条)

第三章

(環境審議会等)

環境審議会(第四十一条)

第一節

(公害対策会議)

公害対策会議(第四十五条)

第二節

(環境審議会)

環境審議会(第四十六条)

第三節

(附則)

附則(第四十七条)

第一章

(総則)

総則(第四十八条)

第二章

(規則)

規則(第四十九条)

第三章

(附則)

附則(第五十条)

第四章

(規則)

規則(第五十一条)

第五章

(規則)

規則(第五十二条)

第六章

(規則)

規則(第五十三条)

第七章

(規則)

規則(第五十四条)

第八章

(規則)

規則(第五十五条)

第九章

(規則)

規則(第五十六条)

第十章

(規則)

規則(第五十七条)

第十一章

(規則)

規則(第五十八条)

第十二章

(規則)

規則(第五十九条)

第十三章

(規則)

規則(第六十条)

第十四章

(規則)

規則(第六十一条)

第十五章

(規則)

規則(第六十二条)

第十六章

(規則)

規則(第六十三条)

第十七章

(規則)

規則(第六十四条)

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののはか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののはか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第十一条 事業者及び国民の間に広く環境の保全に

ついての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告書等)

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八百六十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施

策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるところができる。

とともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるこ

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

2 前号に掲げるもののはか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について適用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任するこ

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に關係するもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施設等

(国の施設の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施設を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行なう事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に關し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行なう公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に關し公害を防止するため必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となるものとする。

なる施設の設置に關し公害を防止するための必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉水源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するため必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の事業の実施に當り、公害の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に關し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行なう公害を防止するために必要な規制の措置

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるよう誘導すること目的とする

施設が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることとなるよう誘導すること目的とする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

5 (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施設を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう

に努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施設に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるように対するため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」とい

う。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る

回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える悪影響を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な意見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の

の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る被害に因するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るために必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に因する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に賛同するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

第三十三条 国は、国際協力の実施に当たって

は、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な意見を有する者の育成、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようす

よう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を

図るために国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るために国際協力を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国

により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業(以下この条において「公的事業主体」という。)が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについ

るため、その事業者に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国

の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行ふものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国

により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業

が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実

施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(委託者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとす。

第二章 環境審議会等

第一節 環境審議会

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関する事項を処理すること。
二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に定する事項を処理すること。

三 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
四 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環

境の保全に関する重要な事項を調査審議すること。

四 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

(中央環境審議会の組織等)

第四十二条 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関する経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。
5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域内における環境の保全に関する事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

3 市町村環境審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関する事項を調査審議すること。
二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
四 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
五 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

第二節 公害対策会議
(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関する事項をつとめること。

2 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの定する事項を処理すること。

3 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

4 前二号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの定する事項を処理すること。

5 前各項に定めるもののほか、内閣総理大臣が任命する。

6 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

7 委員は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

10 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

11 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

12 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

13 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

14 会議は、内閣総理大臣の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

ら起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月十日

環境特別委員長 竹村 泰子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律は、公布の日から施行する。

第43条及び第44条の規定は、公布の日から施行する。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(公害対策基本法の廃止)
第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十一号)は、廃止する。
(環境基準に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」という。)第九条第一項の規定により定められている基準は、環境基本法(平成五年法律第号)第十六条第一項の規定により定められた基準とみなす。
(公害防止計画に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定によりされた指示は、環境基本法第十七条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定によりされた指示とみなす。
2 この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。
3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定について、同法第十七条第三項の規定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)
第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。
(自然環境保全法の一部改正)
第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「自然環境の保全の基本理念その他の自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受することとともに、将来の国民に」を継承できるようとして改める。
第二条を次のように改める。
(国等の責務)
第一条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのつとり、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。
第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。
(地域開発施策等における配慮)
第五条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策

定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。
第六条から第十二条までを次のように改める。
第六条から第十二条まで 削除
第六条から第十三条までに「四十五人」を「四十人」に改める。
(地方自治法の一部改正)
第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十一号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。
別表第三第一号の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に・「あてはめる」を「当てはめる」に改める。
(環境事業団法の一部改正)
第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第一項」に改める。
別表第三第一号の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に・「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

(下水道法の一部改正)
第八条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
十二条法律第百三十二号第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十六条第一項」に改める。
第二条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十六条第一項」に改める。
第六条から第十二条までに「保全するうえで」を「保全する上で」に改める。
(環境事業団法の一部改正)
第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第一項」に改める。
別表第三第一号の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に・「あてはめる」を「当てはめる」に改める。
(大気汚染防止法の一部改正)
第十一条 大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七条号)の一部を次のように改正する。
第五条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十六条第一項」に改める。
第五条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十六条规定による環境の保全」に改める。
(自然公園法の一部改正)
第七条 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第二条の二中「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第一条规定する自然環境の保全の」を「環境基本法(平成五年法律第号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての」に改める。
(公害紛争処理法の一部改正)
第十二条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第三項」に改める。
第三条中「当つては」を「当たつては」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(第三条中「当つては」を「当たつては」に改め、百八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第三項」に改める。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「おいて」を「聴いて」に改める。

第三十九条第二項及び第六十三条第二項中

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「あかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九

年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九

年法律第六十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二

年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基

本法(平成五年法律第
号) 第十六条第一

項」に改める。

第三条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二
年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基
本法(平成五年法律第
号) 第十六条第一
項」に改める。

第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の
特定地域における総量の削減等に関する特別措
置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のよう
に改正する。

[参照]

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二
年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基
本法(平成五年法律第
号) 第十六条第一
項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第
百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「公害対策基本法(昭和四十
二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五
年法律第
号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第
八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公害対策基本法(昭和四十二
年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年
法律第
号)」に改め、同条第六号中「公害

対策基本法第九条第一項」を「環境基本法第十六
条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規
定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の
改正規定、第十二条中公害防止事業者負担
法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五
条中水質汚濁防止法第二十二条の改正規定並びに
第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法
律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、
環境基本法附則ただし書に規定する日から施行す
る。

十一月十一日議長において、左のとおり議席を
変更した。

一四〇

澁上 貞雄君

一四一

糸久八重子君

一五一

志苦 裕君

一五二

矢田部 理君

一五三

青木 薫次君

一五六

田 英夫君

一九七

安永 英雄君

平成五年十一月十一日 参議院会議録第六号 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一五

官 報 (号 外)

平成五年十一月十二日 参議院会議録第六号

明治二十三年三月三十日
第三種郵便物記入可

発行所
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
配本(一部
送三円
料を含む
別)